

扶桑町告示第170号

町有財産の売払いについて、次のとおりインターネットによる一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和8年10月30日

扶桑町長

鯖瀬

武



1. 一般競争入札に付する事項

物件 番号	財産名称	規格	メーカー	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	陶芸用電気 炉①	日陶30301-031	Nabertherm社	180,000	18,000
2	陶芸用電気 炉②	日陶3229-130	城田電気炉材 株式会社	7,000	700

※予定価格とは、あらかじめ扶桑町が定めた最低落札価格をいう。

2. 入札に参加する者に必要な参加に関する事項

次の(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者。法人については、役員など（法人の役員またはその支店もしくは営業所などを代表するものをいう）が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員となっている者
- (4) 日本語を完全に理解できない者
- (5) 扶桑町が定める扶桑町インターネット公有財産売却ガイドライン（備品）（以下「町ガイドライン」という）およびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

- (7) 当該公有財産に関する事務に従事する扶桑町の所属課職員
- (8) 20歳未満の者
- (9) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者
- (10) 国税、県税および町税、それぞれの税金において納税義務がある者で、税金を滞納している者

3. 入札の参加申し込みなどに関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という）画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

(1) 参加仮申し込み

令和8年10月30日（金）午後1時から
令和8年11月17日（火）午後2時まで

(2) 参加申し込み

仮申込者は、令和8年12月1日（火）までに入札保証金を納付し、公有財産売却一般競争入札参加申込書に以下の書類を添付して下記提出期限までに扶桑町に提出すること。期限までに提出しない者は、本入札に参加することができない。

〈提出書類〉

個人の場合	<p>○住民票 ※日本国籍を有しない方は住民票に代わり在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書 ○印鑑登録証明書</p>
法人の場合	<p>○履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ○印鑑登録証明書</p>

※添付書類は、入札日前90日以内に交付されたもの、写し可
個人の方で予定価格が30万円以下の物件に参加される場合は、添付いただく書類のうち住民票および印鑑登録証明書を、公的機関発行の証（運転免許証、保険証など）の写しをもって代えることができる。

〈提出場所〉

〒480-0102
丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶桑町役場 健康福祉部福祉課

必要書類を扶桑町健康福祉部福祉課まで持参または郵送ください。

〈提出期限〉

令和8年11月17日（火）消印有効

4. 入札などの場所および期間

(1) 場所

公有財産売却システム上

(2) 入札期間

令和8年12月1日（火）午後1時から

令和8年12月8日（火）午後1時まで

(3) 開札

令和8年12月8日（火）午後1時から

5. 入札の方法

(1) 公有財産売却システムにより入札金額を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

(2) 郵便による入札書の提出は認めない。

6. 入札保証金に関する事項

入札参加しようとする者は、3の手続きと共に売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。公有財産売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付すること。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金および売却代金に充当する。

(3) 落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。

(4) 落札者が、扶桑町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は扶桑町に帰属する。

7. 入札の無効

2に示した入札参加資格のない者のした入札および町ガイドラインに違反した入札は無効とする。

8. 落札者の決定の方法

入札期間終了後、扶桑町は開札を行い、物件ごとに公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

9. 契約および契約保証金に関する事項

落札者は、落札決定後、扶桑町からの契約締結に関する案内に従い扶桑町と契約を締結しなければならない。

(1) 契約締結期限

令和8年12月18日（金）午後5時まで

落札者が、契約締結期限までに契約しなかったとき、および落札者が公有財産売却の参加仮申し込み時点で20歳未満の者など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消される。

(2) 契約保証金

6の(2)により、入札保証金を契約保証金に充当する。

(3) 必要書類

契約に際しては、扶桑町より契約書（2通）を送付するので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約締結期限までに扶桑町に直接持参または郵送すること。

10. 売払代金の納付

落札者は契約締結後、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の残金を一括で納付すること。売払代金の納付にかかる費用は落札者の負担とする。売払代金を期日までに納付した場合でも、契約締結期限までに契約しない場合は9の(1)のとおり、売却の決定が取り消されるものとする。

(1) 売払代金納付期限

令和8年12月22日（火）午後2時30分まで

(2) 納付方法

売払代金は、扶桑町が発行する納付書により納付すること。扶桑町が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

(3) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、売却価格から契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となる。

11. 所有権の移転等

(1) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金の残金を納付し、扶桑町が納付の確認をした時点で移転するものとする（契約を締結していることを条件とする）。

(2) 引取りに係る車両の手配など引き渡しに要する費用は、落札者の負担とする。

12. その他

(1) 売却物件は経年による劣化、使用によるキズおよび動作確認、状況は不明のため正常に使用できる保証はしかねるので、充分理解したうえで入札すること。売却物件に、種類・品質または数量に関して契約内容に適合しない状態であることを発見しても、契約金額の免除、もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできない。

(2) 物件番号1については、電源コードが切断してあるため、動作確認はできない。動作確認するためには、引き渡し後の電源工事が別途必要となる。

- (3) 取扱説明書は存在しない。
- (4) 直接引き取り限定で、機器は売買代金納付時の現状有姿の引き渡しとなる。
- (5) 本契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。
- (6) 当該物件に関する専門知識を要する質問には、回答しかねる場合がある。

13. 問合せ先

丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶桑町役場 健康福祉部福祉課社会福祉グループ
電話 0587-92-4116 (ダイヤルイン)